六 委員会・調査会提出法律案一覧表

六 委員会提出の法律案六 委員会・調査会提出法律案一覧表

回三十二第	口	=	+	=	第	回国 次会
委地		農		委地		委提
方 員 行	員	林水		方 員 行		員
会政	会	産		会政		会出
===	≡ 0,	≡ 0,	≡ 0,		高和	年提
三、	六、三	六	±, =	同	=,	月 日出
	一	一一	安八	笠法の地	法町	ЦШ
系(参第一号)公職選挙法の	(参第一五号) 狩猟法の一部	(参第八号)	案(参第二四号)公職選挙法の一	第二号) おり おり おり おり おり おり おり かり	村合併促進	法
一部を改正	を改正す	部を改正する	部を改正	改正するの議会の	号の一	律
する法律	る法律案	る法律案	する法律	る法律案(参対議員及び長	部を改正する	案
約一千万円			約一千万円	l	1	要する経費
早川 崇君 (自治政務次官)	l		永 田 亮 一君 (自治政務次官)	I		見を述べた者 により内閣の意
三回第 可 三回第二 三〇、二 三会十 三、四 三、四 三、沙 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	(三0、六三0)	(三)、六、三、決	可で、大三)	同	可(三)、三、三)	(年 月 日) 参議院議決
三、国第二、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三	未了	(言)、六、九、	未了	同	可(三)、三、三)	(年 月 日) 衆議院議決

								回国
回四十三第	回	六 十 二	第	回	四十	<u></u>	第	次会
委社	3	委文	委地	委議	委文		委提	
会 員労	ļ	į	貞 員 行	員運	院 員 員			員
会働	2	会教		会営		会教		会出
薑	≣	≣,	≣	≡,			≡,	年提
五、	五、	五、	五、	五、	同	同		月
九	四四	≡	七	薑			E . 10	日出
正する法律を	に関する法律	に関する法律案(案(参第六号)地方自治法の	律案(参第一国会議員のほ	改正する法の就学奨励	(参第八号)	号) を問課程を置え	法
案(参第三号)	法律案(参第一三	伴案(参第九号) 等部における学 学校及び養護学	つ 部を改正	 (((((((((律案(参第九号)	校整備特別	関する法律案気置く高等学校に対	律
部を改	一号) 似乎,	で) 学校の幼	する法律	正する法	での一部をできる。	措置法案	系(参第七	案
ı	上五十万円以	約二百万円	I		約八百万円	以上 三千百万円	万円 円 千五百	要する経費
	同	文部大臣 弘 吉君			同	同	文部大臣 郎君	見を述べた者 により内閣の意
(三宝、五、二)	(三、五、三)	三、五、三)	(三、 五、 公)	三、五、六、決	同	同	三、四、三)	(年月日)
() 壹、五、三)	同	(三、五、六)	未了	三、五、元決	同	同	三、六、二、六、二、六、二、六、二、六、二、六、二、六、二、六、二、六、二、六、	(年 月 日)

				I		
回八	. 十匹	第	回六十四第	回一十四第	回十四第	回九十三第
委商	委	社	委文	委内	委社	委文
員	員	会労	員	員	会員労	員
会工	会	·働	会教	会閣	会働	会教
四()、	四0、	四0、	三九、	鼍	亳	景、
五、一八	五、二	五、一	四、三	八.三0	五、	三六、10、1七
	五				<u> </u>	
(参第一八号) 田本貿易振興会法及びアジア経済	(参第一九号) 医療法の一部を改正する法律案	案(参第一七号) 優生保護法の一部を改正する法律	号) 一部を改正する法律案(参第一六助教育職員の確保に関する法律の財教育職員の出産に際しての補女子教育職員の出産に際しての補	正する法律案(参第九号)の一部を改の一部を改正する法律の一部を改防衛庁設置法及び防衛庁設置法等	案(参第一七号) 栄養士法等の一部を改正する法律	る法律案(参第一二号) 確保に関する法律の一部を改正すにおける学校教育の正常な実施の大学教育の正常な実施の大学教育職員の産前産後の休暇中女子教育職員の産前産後の休暇中
I	I		I	I	約一千万円	
I					選 尾 弘 吉君	
(四)、五、三四)	可可、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、	(四0、五、三)	可完。四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、	(三、八三)	(可) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三	(三、10、1人)
可。至三決	可可、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、	(四0、五、三)	可、六、三、六、三、六、三、六、三、六、三、六、三、六、三、六、三、六、三、六、	未了	(三国四年) (三国四十二年) (三国四十二年) (三四年) (三四年) (三四年) (三四年) (三四年) (三四年) (三四年) (三四年) (三四年) (三四年) (三四年) (三四年) (三四年)	(三、10、三)

回八十七第	回四十七第	回一十七第	回八十六第	回三十六第	回八十五第	回国 次会
Ħ	. ⊟	特災	委文	Ħ	委社	委提
同	同	別害	員	同	会 員労	員
		会策	会教		会働	会出
五、	四九	四八、	四七、	四五、	四三	年提
0	四九、一二、二		六、	1	<u> </u>	月
四四	=	بر <u>ا =</u>	八	五、三	뤂	日出
改正する法律案(炎害弔慰金の支給	改正する法律の登付けに	二三号) 金の貸付け 災害弔慰金	第一〇号) 最の育児な 義務教育諸	案(参第二三	正する法律	法
参第三号紀び災	[律案(参第八号)に関する法律の支給及び災害	りに関する法律案(の支給及び災害援) 一緒学校等の女子の教 一緒学校等の女子の教	一字) 一字)	[律案(参第一二号)	律
つ) 部を	(2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	伴案(参第 等援護 資	法律案(参	する法律	(7) 部を改	案
約三千万円	千八百万円 約十三億四	約三十億円	l	l	I	要する経費
厚生大臣 早川 崇君	厚生大臣 日君	斎 藤 邦 吉君	I	I	I	見を述べた者 により内閣の意
(五、10、五)	可可,三、三)決	(四、八三)	可、六、九、	(可(三、四、三六)	(年 月 日) (年 月 日)
(宝一、一0、一宝)	可、三、三、	可、た、た、と)	未了	(可	(年 月 日)

回四百第	回六十九第	回四十九第	回一十九第	回五十八第	回四十八第
委農	委法 員 会務	同	委社 会 労 会働	同	特別委員会 策
六 、五、 八	五七、四、一五	五六、五、二二	五五、四、八	五三、10、1三	三、三、三
一部を改正する法律案(参第八号)外国人漁業の規制に関する法律の	案(参第一号) 解の弁護士資格等の付与に関する が組の弁護士資格等の付与に関する 案(参第一号)	る法律案(参第一二号) 社会保険労務士法の一部を改正す	律案(参第八号) は関する法律の一部を改正する法 建築物における衛生的環境の確保	一部を改正する法律案(参第一号)特別の財政援助等に関する法律の法及び激甚災害に対処するための法及び激甚災害に対処するための法の強強を決定して、	改正する法律案(参第二号) 金の貸付けに関する法律の一部を 災害弔慰金の支給及び災害援護資
				六百万円 一億二千	万円千八百
				櫻 內 義 雄君	小 沢 辰 男君
(六、五、九、決	可(至、四、一六)	(五、五、五) 洪	((室、10、三)	(至、三、一七)
(会) 五、五、五、法	(室、四、三)	(((誓、10、10)	(室、三、四)

百第	回六十二	二百第	回七十百第	回六十百第	回一十百第	回国 次会
委大	委大	委地	委大	委社	委内	委提
員	員	貞 員 行	員	会員労	員	員
会蔵	会蔵	会政	会蔵	会働	会閣	会出
五	五、	五、	=	元 元 成	空	年提
五、一〇、二八	六、	六、		\equiv	营、三、 人	月
兲	八	=	量	五.	人	日出
一号) 民間海外援	物品の譲与 民間海外援:	案(参第一一	二号 の助金 の助金 に の 時 で で に で の に て の に の に の に の に の に り に り に り に り に り に	部を改正する。	公文書館法案(参第一	法
暖与に関する法律案(援助事業の推進のた	い関する法律案(助事業の推進のた	一号) 密を改正	に関する法律案(名の水田農業確立助ま	る法律案(参第	案(参第一号)	律
律案(参第	律案(参第	立する法律	律文 び法 を 参 税 が 参 税 補	第一四号)		案
			約六億円			要する経費
ı			大蔵大臣 橋本龍太郎君			見を述べた者 により内閣の意
(五, 10、元)	(五、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、十二、六、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、	(五、六、四)	(三、一、三)	(元、三、 二、	(空、三、 九)	参議院議決 (年 月 日)
(五、三、三、 三、三、シ シ ・	未了	(五、六、二)	(二、一、三)	可、三、三、三、)	(空、三、10)	(年 月 日)

回十四百第	回六十三百第	回二十三百第	回九十	一二百第	□	八十二
委地 貴行 会政		委農 村水 産	委建 員 会設	委農 林 水 産	員	厚生
九、 六、 三	八、六、二	七、四、三五	六、六、三O	六、六、三	五、二、一四	五、二、四四
案(参第六号) 案(参第六号)	案(参第一号) 案(参第一号)	に関する法律案(参第三号) 緑の募金による森林整備等の推進	改正する法律案(参第三号)水源地域対策特別措置法の一部を	(参第五号) 基盤整備の促進に関する法律案 農山漁村滞在型余暇活動のための	案(参第六号) 歯科技工法の一部を改正する法律	正する法律案(参第二号) 保健婦助産婦看護婦法の一部を改
ı	ı	I		ı	I	
ı	ı	ı		I		
(可 九、 六、 六、 六、 六、	(八、六三)	可で、四三次	(六 六三)	(六、六、三)	可一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	(五、二、五)決
(カ、 六、 六、 一) 決	(八、六二四)	(七、四、三七)	(六、六三)	可、六、六三)	可、一、三、決	(五、二、三)決

Ē	可五十四百鈞	第	回二十四百第	回国 次会
委国	委経済	委総	委国	委提
目・	│ 員・	員	員福	員
会境	会業	会務	会祉	会出
三、	=	三	-0(年提
ŧ	=	四二二	五、二	月田山
				日出
号シ	(参第一二号)ものづくり基		ラップの	法
類対策特別	7. 術振興	法案(参第一	改正すの	律
指置法案	基本法案	五号)	法律の案関	案
約六十億円	I	l		要する経費
真鍋賢二君 鍋野 二君	I			見を述べた者 により内閣の意
「二、七、七)	(二、三、三)	可、哭云)	(TO、) (TO) (TO) (TO) (TO) (TO) (TO) (TO) (TO	参議院議決 (年 月 日)
可で、ち、三)	可、三、三、	(二、六三)	第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年	(年 月 日)
	委 員 会 二、モ、六 (参第二二号) 関土・環境 二、モ、六 (参第二二号) 関土・環境 国土・環境 国務大臣 国務大臣 国務大臣 国務大臣	委員会 こ、セ、ホ (参第二三号) 国土・環境 こ、セ、ホ (参第二三号) 国土・環境 会 二、ミ、ホ (参第二三号) を 員会 二、ミ、ホ (参第二二号) 経済・産業 二、ミ、ホ (参第二二号) 「一、、ミ、のづくり基盤技術振興基本法案 一 可、決 可、	土・環境 二、セ、ホ (参第二三号) (一、、 で、 で	(1) 本(元) (1) 本(元

回六十	一五百第	回四十五百第	回七十	四百第
委 員 会働	委法 員 会務	委総 員 会務	委国 員 会 社	委・地 員警 会察政
一五、六、二六	一五、七、一	— 四 四 四	二二、四、二七	二、五、二六
る特別措置法案(参第一五号)母子家庭の母の就業の支援に関す	特例に関する法律案(参第一七号)性同一性障害者の性別の取扱いの	に関する法律案(参第一〇号)特定電子メールの送信の適正化等	案(参第一一号) 案(参第一一号)	る法律案(参第一六号) ストーカー行為等の規制等に関す
I	I		l	I
	ı	ı	ı	
可可、六、三、決	(三 三 三 モ、 モ、 三 決	(可 (四, 四, 五)決	(三、四、三、決	(三、五、三、一)
(三五、七、二七)	(宝、も、10)	(四、四、二) (二) (三) (三)	(三、 三、 五、 一 一 一 一 一) 一) 決 力 一 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う	(三、 吾、)

十六百	第	回三十六百第	回二十	六百第	回国 次会
委厚	委内		委決	委厚	委提
量 員労	員	同	員	量 員労	員
会働	会閣		会算	会働	会出
六、	六	_ -		_ +	年提
六、	六、	七、一〇、一九	八	五、三	月
五	八		=	Ξ	日出
(参第二十号) 関係法律の一 号)	自殺対策基	律案 (参第三元	律案(参第七号会計検査院法の	案(参第三号) 母体保護法の	法
一部を改正す	自殺対策基本法案(参第一八号	号の一		部	律
する法律案	一八号)	部を改正する法	部を改正する法	を改正する法律	案
I		I	I	I	要する経費
ı		I	ı	ı	見を述べた者 により内閣の意
(二) (二) (六) (六) (六) (六) (六) (六)	(二代 六 た た た	可(1+、10、三)	(三、八、三)	(三、五、三)決	(年 月 日)
(二可 一 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六	可、六三決	可(1年、10、1六)	未了	可で、も、芸決	(年 月 日)

回九一	十六百第	回六十	六百第	回五十	六百第	回 四
委法 員 会務	委内 員 会閣	委厚 星 男 会働	委法 員 会務	委農 村 水 産	委外	委議 員 運 会営
110, *, =	二0、五、二九	一九、四、二六	一九、六、一九	一八、三、五	一八、二、七	一八、四、一九
る法律案(参第二一号) 特例に関する法律の一部を改正す 性同一性障害者の性別の取扱いの	法律案(参第二〇号) 法律案(参第二〇号) 法律案(参第二〇号)	法案(参第三号) 被急医療の確保に関する特別措置 救急医療用ヘリコプターを用いた	正する法律案(参第一三号) 者の保護に関する法律の一部を改 配偶者からの暴力の防止及び被害	(参第八号) (参第八号) (参第八号)	一号) 一号) おりょう できまれる できる できる できる できる できる できる できる できる できる でき	案(参第八号) 案(参第八号)
I		ı	I	I	六百万円 万円 千	I
				1	外務大臣 麻 生 太 郎君	I
(三0、 六 四 沙 ツ 決	(三0、五、三0) (三0、五、三0)	(二九、四、三十)	(元、六三0)	可で、三、六	(二个二、二、八)	可八、四、二、六、四、二、六、四、二、六、四、二、六、十二、六、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、
(三0、六、二0)	可 (三0、六、五) 产、	可、六、一九)	可、七、五、決	可、三、六、三、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、	可(二八二)四)決	可、六、六、八、六、八、六、八、六、八、六、八、十、八、十、八、十、八、十、八、十

		1	1		
回四十	七百第	回三十七百第	回一十七百第	回九十六百第	回国 次会
委厚	委総		委厚	委文	委提
生 員労	員	同	生員労	教 員科	員
会働	会務		会働	会学	会出
三、		=	=	110	年提
		=	二、六三	六、	月
五、一	五、二〇	量	₹	五	日出
案(参第六号)	る特別措置 戦後強制抑	補題原 脚の解症 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連	七号) の等の人材材 を確 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	に関する 関する は は は は に 関する き る き る と き る と き る と り の る ら る と ら る ら る と ら る と ら る ら る ら る ら る	法
	法案(参第九号)	では、	改正する法律案(会性保の促進に関する法律案)を)法律案(参第二:定図書等の普及び生徒	律
部を改正する法律	号)問題に関す	第四号)金に対する	案(参第二)	一 一 一 一 一 一 の た め の に め の	案
	約二百億円	約三億円	I	l	要する経費
	原口 一博君	長妻 昭君		I	見を述べた者 により内閣の意
可三、五、三)決	可(三、五、三)	(三、二、三0)	可、も、一、決	可(三0、六、六)	(年月日)
同	可、六六六	可、三、三、二、二、二、一、二、一、二、二、二、一、二、二、二、二、二、二、二、二	三、七、九、九、九、九、九、九、九、九、九、九、九、九、九、九、九、九、九、九、	可(10、六10)	(年 月 日)

回十八百第		回七十七百第		
委厚 星 号 会働	委文	特災 別委 員 会策		同
三四、八、二八	二四、六、一四	同	三三、八、九	二三、七、二六
三五号) 三五号) 三五号) 三五号) 三五号) 三五号 (参第 と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	法律案(参第二一号) 法律案(参第二一号)	○号) ○号) ○号) ○号)	を改正する法律案(参第一九号)を改正する法律案(参第一九号)災害弔慰金の支給等に関する法律	案(参第一三号) 案(参第一三号)
I	I	ı	ı	I
I	ı	ı	ı	I
可、八元)	(三、 六 三)	同	(三、八一0)	可、モ、三、決
可元、九、六決	可(三、六、三)	同	可(三三、八二三)	可、八、三決

	回十月	百 第		回国 次会
特大東	委国	委経	委農	委提
別震 委災日	土 員 交	ス 済 員産	 	員
員復 会興本	会通	会業	会産	会出
三四	三四	三區	三三三	年提
六、	せ、	八六	=	月
四	<u></u> ====================================	六	三	日出
関生生活を守ち を を を を を を を を を を を を を を を を を を	(参第二九日雨水の利用	正する法律会	(参第一一日の会議) (参第一一日の会議) (参第一一日の一日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の	法
に は に関する施 が り 支えるため とす の をはじめとす の を は じ め と す る た め と す る た め と す る た め た る た め た る た め た る た め た る た る た		条(参第三三	一号) でのための特別でのための特別でのための特別である	 律
一号) の被災者の が後 り被災者の が が が が が が り で の が り で り で り り し に り し り り り り り り り り り り り り り り	する法律案	一号)部を改	S正する法律案 の特別措置に関す 小産業等に係る被	案
	I	I	I	要する経費
	I	ſ	I	見を述べた者 により内閣の意
三可三	三町	三町	三可	(年養
六、	t,	八	=	月院
三決	三 決	売決	三決	日決
(高、六三)	 	(三 五、 六 六 六	可(三、三、三)決	(年 月 日)

回七十八百第	回六十八百第			回三十	八百第
委農 科 人 会産	委国 土 員 交 会通			委員会	
二、二、六	二六、四、三	同	二六、三、一七	同	三五、 六、二〇
(参第二号) 高法律の一部を改正する法律案 高法律の一部を改正する法律案 高勝による農林水産業等に係る被	(参第八号) (参第八号) 公共工事の品質確保の促進に関す	(参第四号) (参第四号)	水循環基本法案(参第三号)	(参第二九号) (参第二九号) ストーカー行為等の規制等に関す	正する法律案(参第二八号)者の保護に関する法律の一部を改者の保護に関する法律の一部を改配偶者からの暴力の防止及び被害
I	I		I	l	I
	ı			ı	ı
(三、二、七)	(三、 _四 、四、四)	同	(三、三、10)	同	(宝、六三)
(三、三、三) 三、二、三) 決	(三、五、元)	同	(三、三、三、三、)	同	(宝、 气 云、 六 二 決

			,		
回二十	九百第		回十九百第	回九十八百第	回国 次会
委農	委厚	委内	委厚	委農	委提
林 員 _水	生 員 労	員	生 員労	林員。	員
				小	
会産	会働	会閣	会働	会産	会出
	兲	壳	元 、_	丰	年提
六、二、二	二八、二、一五	二八、二、一七	=	Щ,	月
	五	<u>+</u>	一六	t	日出
(参第五二号	法律案(参第五○	(参第五一号)	自殺対策基本·	都市農業振	法
(参第五二号) (参第五二号) 害の防止のための特別措置に関 害の防止のための特別措置に関っための特別措置に関った。	号つ	万) 部を改正する法 行為等の規制等に	号の一	農業振興基本法案(参第五号)	律
法関る	部を改正する	きに関する	部を改正する	第五号)	案
I	ı	l	ı	I	要する経費
I	_	1			見を述べた者 により内閣の意
可(三、二、二、))	可(六、二、二六)	可、二、二、二、二、二、二、一、一、一、二、二、一、一、二、二、一、一、一、一、	可(三、三、三)	可、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	参議院議決
(三、二、三)	(三、三、九)	(三、三、六)	可(三、三))	可(三、四、六)	(年 月 日)

回八十九百第		回七十九百第		
委厚 生 員 労 会働	委 文 教 科 会学	委厚 生 員 労 会働		委国 土 兵 会通
元、五、三	元、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六、六	同	E0, 11, x	元、三、六
律案(参第二七号) 他に資するための調査研究及びそ 施に資するための調査研究及びそ が表別である。 自殺対策の総合的かつ効果的な実	推進に関する法律案(参第三二号)視覚障害者等の読書環境の整備の	七五号) 伝る対策に関する基本法案(参第 年の、心臓病その他の循環器病に 健康寿命の延伸等を図るための脳	改正する法律案(参第七四号) 提供の推進に関する法律の一部を 移植に用いる造血幹細胞の適切な	五四号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
I	I	l	I	1
ı	I	I	ı	
(元、 五、 三) 決	(元、六二九)	同	(三0、三、 (三) (三) (三) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一	可(三、三、ち)
可 元、 六 六 六	(元、六三)	同	可(三0、三、10)決	可(三、三、 之)決

回八百二第		回四百二第	回百二第	回八十九百第	回国 次会
委厚		委内	委農	委厚	委提
員	生 <i>労</i>	員	林 員水	生員労	員
会	働	会閣	会産	会働	会出
	땓	=	元	元	年提
同	四 三 三	六、	元、二、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、	五、三〇	月
	三	八	六	=======================================	日出
に関する法定 を選びに意思 にまる法律	に関する法に関する法	る法律案(経費を を を を を を を を を を り が り り り り に り り に り に り に り に り に り に	を改正する法律を改正する法律	八 八 明 等	法
律案(参第八号を情報の取得	律案(参第七号を抱える女性	((参第三四号) ((参第三四号) (でおける男女共	年 に 施 等 の た	推進基本法	律
ラ) (第一次 で	5) で 支援	で で 改 正 す	デー六号) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	案(参第二	案
I	円約 四十 三億			I	要する経費
ı	後 藤 茂 之君	I	I	I	見を述べた者 により内閣の意
同	可吗、巴克沙	(可 三、六 た た た	(元、二、元)	(元、五、三)	参議院議決 (年 月 日)
同	(四、 五、 九、 九、 九、 九、 九、	(三、六·10)	(元、三、 三、 三、 三、 海	(元、 六、 六、 六、 六、 六、	(年 月 日)

回九十五百第	回一十五百第	回二十三百第	回国 次会
同	調に共 関生 査 す社	調に国 関民 査す生	調提查
	会る会	会る活	会出
云	三	平成	年提
三	땓	六、	月日山
	=	=	日出
正する保護に発達に	六号) 岩の保護に 護に	高齢社会対策基	法
案(参第一三版を)の暴力の防止	関する法律の暴力の防	策基本法案(参第六号	律
 号 の 一 の の で で 改 で 改 で 改	律案(参第一) 企業 で で 被害	参第六号)	案
I	約 十 億 円	I	要する経費
I	坂口 力君	l	意見を述べた者 高により内閣の において準用の を強の で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、
(二六、三、三、三、三、三、)	(三 三、 四、 四、 四、)))))))))))))))	(可 七四第可 七、回百 二、国三 六、 八会十決 五、決 五、決	(年 月 日) 参議院議決
(二六、五、三)	(三 三 吧	(四) 第一 (四) 第一 (元) 第一	(年 月 日)